

懇ねんごろに仕るべき事

一 公儀御法度何にても相背あひそむかず、中なかにも行方ゆくへ

しれさる牢人らうにん、郷中がうちゆうに抱置かへおくべからず、夜盗よたう

同類どうるゐまた又ハ

公儀御法度を背そむ候いたづらものなと、郷中へ

かくれ居ゐ、訴人そにんこれあつて

公儀へ召連めしつれまゐ参り、御僉議中相詰ごせんぎちゆうあひつめ候へば、

殊こと乃外郷中ほかがうちゆうのくたふれに候、又ハ名主・組頭・

長百姓ながひやく並一郷ならびにいちがうの惣百姓そうひやくに悪にくまれ候ハぬやうに、

物事正ものごとしやう直ちかに徒いたづらなる心持申こころもちまをましき事

一 百姓は衣類いるゐの義ぎ、布木綿ぬのもめんよりほかハ、おび・

きもの裏うらにも仕るましき事

一 少すこしは商あきなひこゝろもこれありて、身しん上しやうもちあげ候

やうに仕べく候、その子細こさい八年貢ねんぐ乃為ために